

一般会計予算決算常任委員会

新型コロナウイルス感染症対策分科会 審査日程

日 時 令和2年6月18日（木）
本会議終了後
場 所 第2委員会室

審査内容

1 議案第76号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第9回)について

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 3-2-11 子育て支援課

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

※1 歳出を説明するときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です
- ▶ **8月頃**、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金を希望しない場合は、**送付する届出書を返送してください。**
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付は申請が必要**です
- ▶ 定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して**可能な限り速やかに**振り込みます。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付、追加給付（1. ②に該当する方）**ともに**申請が必要**です
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに山陽小野田市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

ひとり親
世帯

(1)給付金の申請手続き

- ① 山陽小野田市の窓口で直接か郵送でご提出ください。

山陽小野
田市

(2)指定口座へ振込み

- ② 提出された申請書から、給付金の支給要件に該当するかを判断した上で、振り込みが行われます。

お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- 山陽小野田市役所 子育て支援課子育て支援係
電話 0836 (82) 1175



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

～ひとり親家庭等のお子さんのための～

児童扶養手当のしおり



児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童を育成されている家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。
(外国人の方についても支給の対象となります。)

山陽小野田市

1 児童扶養手当を受けられる人

次の条件にあてはまる児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）は、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童の心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は20歳未満まで）手当を受けられます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態（別表を参照）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらない（未婚）で懐胎した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童

※ いずれの場合も国籍は問いません。

2 児童扶養手当を受けられない人

- ① 児童や、父または母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- ③ 父または母が婚姻（事実婚も含む）しているとき
※事実婚とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係（ひんばんな定期的訪問かつ、定期的な生計費の補助など、同居の有無を問わない。）が存在することをいいます。
- ④ 児童が父または母と生計を同じくしているとき

3 児童扶養手当の月額

所得に応じて全部支給と一部支給があります。

なお、手当額は、全国消費者物価指数の動向にあわせて改正されます。

区分	手当月額 (令和2年4月現在)		
	児童1人	児童2人目の加算額	児童3人以上の加算額(1人につき)
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	43,150円～ 10,180円	10,180円～ 5,100円	6,100円～ 3,060円

■ 一部支給の場合の計算式（児童1人の場合）

$$\text{手当額} = 43,150 - \frac{(\text{所得額} - \text{全部支給の所得制限限度額}) \times 0.0230559}{1}$$

※10円未満は四捨五入

■ 公的年金等を受給しているとき

平成26年12月以降、受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合（対象児童が公的年金の加算対象の場合を含む）には、児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差額分が支給されます。受給者又は対象児童が公的年金等を受給できるようになった場合には、速やかに市役所に届け出てください。（詳しくはお問い合わせください。）

■ 5年経過による手当額の一部支給停止について

平成20年4月以降、父又は母として児童扶養手当を受給しており、支給開始月の初日から5年又は手当の支給要件に該当した月の初日から7年を経過した^{注1}方は、下記①から⑤に関する届け出をしていただく必要があります。該当する方には事前にお知らせします。なお、届出をされない場合は手当の2分の1が支給停止となることがあります。

- ① 就業している
- ② 就業等の自立を図るための活動をしている
- ③ 一定の障害がある
- ④ 負傷または疾病等により就業することが困難である
- ⑤ 児童、親族が要介護状態にあり、介護のため就業できない

注1 認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき

4 所得の制限

請求者本人の前年の所得の額に応じて、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の全部支給または一部支給、全部停止が決定されます。なお、請求者本人の所得の額により全部または一部支給となった場合でも、扶養義務者が制限限度額を超えた場合は、全部停止となります。

※扶養義務者は、請求者本人と生計が同じ直系血族及び兄弟姉妹です。
養子縁組は血族とみなします。

所得制限限度額表 (平成30年8月～)

扶養親族の数	請求者本人		扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
以降1人につき	380,000円 ずつ加算	380,000円 ずつ加算	380,000円 ずつ加算

■ 所得額の計算方法

年間収入額－必要経費（給与所得控除額）＋養育費－80,000円－控除額等
※養育費は、児童の父または母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等で、その金額の8割

※請求者が養育者で、寡婦(夫)控除（一般）の場合は27万円、寡婦控除（特別）の場合は35万円

※主な控除 障害者控除・勤労学生控除 … 270,000円
特別障害者控除 … 400,000円
配偶者特別控除・医療費控除等 … 地方税法で控除された額

■ 限度額に加算されるもの

① 請求者（本人）の場合

老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合は10万円/人
特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、15万円/人

② 扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者の場合

老人扶養親族がある場合は6万円/人（扶養親族が2人以上いる場合に加算。扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1人目は加算しない。）

5 児童扶養手当を受ける手続き

次の窓口にて、請求の手続きをしてください。
受給資格があっても請求しない限り手当を受けることはできません。

<受付窓口> 市役所子育て支援課、山陽総合事務所市民窓口課、埴生支所

請求に必要な書類等	
共通	1 請求者と児童の戸籍謄本 離婚の場合は、離婚の記事が記載されていること 2 マイナンバー（請求者・児童・扶養義務者・配偶者） 3 請求者本人確認書類（免許証など） 4 請求者の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など） 5 振込希望先金融機関の通帳（請求者本人名義に限る） 6 印鑑（スタンプ印不可） 7 健康保険証（請求者・児童） 8 その他必要な書類 <input type="checkbox"/> 所得課税証明書（転入の場合） （請求者本人と請求者と同一住所に住む直系血族および兄弟分） <input type="checkbox"/> 養育費等に関する申告書 <input type="checkbox"/> 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（借家・アパート等に住む場合）
ア 離婚	事実婚解消の場合は事実婚解消に関する申立書
イ 死亡	父または母死亡の記載のある戸籍謄本
ウ 障害	障害認定診断書
エ 生死不明	警察署、福祉事務所、その他官公署等の証明書
オ 遺棄	父または母が1年以上遺棄している事実を明らかにする遺棄調書及び遺棄事実申立書
カ 拘禁	父または母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類
キ 未婚	未婚の女子の子の調書等
ク DV	保護命令決定書の謄本及び確定証明書等
ケ 年金受給	公的年金等の受給が確認できる書類 （年金証書・年金決定通知書・支給額変更通知書・年金額改定通知書）

※全ての書類が整ってから、請求してください。
書類は、発行日から1ヶ月以内のものに限ります。
必要に応じて、追加で書類の提出及び調査を行う場合があります。

6 児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日が属する月の翌月分から支給し、支給事由が消滅した日の属する月で終了します。

下表のとおり、支払月の前月分までを、指定された口座に振り込みます。

支払日	支給対象月
5月11日	3月分 から 4月分 まで
7月11日	5月分 から 6月分 まで
9月11日	7月分 から 8月分 まで
11月11日	9月分 から10月分 まで
1月11日	11月分 から12月分 まで
3月11日	1月分 から 2月分 まで

※支払日が土曜日、日曜日または休日のときは、繰り上げて支給します。

7 手当を受けている人の届出

手当の受給中は、次のような届出等が必要です。

届出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなかったり、手当を返還していただくことになる場合もありますので、忘れずに提出してください。

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、 <u>2年間提出しないと受給資格がなくなります。</u>
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
公的年金等受給状況届	新たに公的年金を受給できるようになった、又は受給できなくなったときなど
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・銀行口座の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき、所得の修正があったときなど

※ 所得制限に該当し、手当の全部の支給が停止されている方についても、同じように届出等が必要です。

8 児童扶養手当を受給するにあたって

- 1 児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであり、その趣旨に従って用いなければなりません。児童の養育・監護を著しく怠っているときは、手当が支給されなくなります。
- 2 児童扶養手当の支給を受けた父または母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければなりません。正当な理由がなくて、求職活動や自立を図るための活動をしなかったときは、手当が支給されなくなります。

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくことになりますのでご注意ください。

- ① 手当を受けている父または母が婚姻したとき（事実婚、内縁関係、同居を含む）
- ② 対象児童を監護、養育しなくなったとき（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます。）
- ③ 遺棄されていた児童の父または母が帰ってきたとき（安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます。）
- ④ 児童が父または母と生計を同じくするようになったとき（父または母の拘禁が解除された場合を含みます。）
- ⑤ その他受給要件に該当しなくなったとき

児童扶養手当証書は、児童扶養手当を受ける資格があることを証明する重要な書類です。大切に保管してください。
証書を他人に譲り渡したり、買に入れたりすることはできません。

※罰則 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万以下罰金に処されます。

～養育費について～

養育費は、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- 受給者が母である場合は、その児童の父が、受給者が父である場合は、その児童の母が支払ったものであること。
- 受け取ったものが父・母または支給対象児童（父、母または支給対象児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- 支払われたものが金銭または有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。

別表 父または母の障害について

父または母の重度の障害とは、以下に該当する場合をいいます。

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上げることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10. 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
11. 傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

問い合わせ先

〒756-8601

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

子育て支援課 子育て支援係

TEL (0836) 82-1175